

第二復員局公報 第一五二號

○令 達

復二第七九九號

元海防艦 竹 生
同 新 南

右ヲ特別輸送艦トシテ佐世保地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

昭和二十二年十一月一日

第二復員局長

○辭 令

九月三十日發令(復員廳)

復員事務官

一宮 義之(三三)
鹿日 善輔(五二)
矢 牧 章(五〇)
同 村 久 三(四七)

二十八號俸ヲ給スル

同 同 同 同 同
山代 勝 守(七〇)
長屋 茂(七三)
長澤 浩(七七)
鹿江 隆(八七)

二十七號俸ヲ給スル

二十六號俸ヲ給スル

同 同 同 同
鹿原 貢(四五)
末國 正 雄(四五)
伊藤 泰 介(四五)
三澤 千 一(三八)

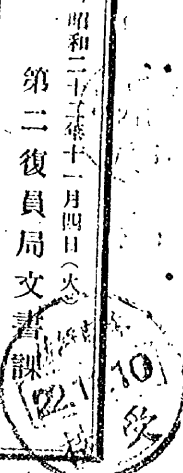
二十五號俸ヲ給スル

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
東谷 日出 夫(七八)
長谷 川 敏 次(八〇)
中 石 宗 孝(八三)
中 山 親 義(八四)
中 島 定 三(八五)
杉 田 叔 三(八五)
土 肥 一 夫(八七)
寺 島 義 守(八八)
福 井 榮 吉(八八)
笹 田 兼 雄(九一)
佐藤 祐 生(九三)

二十四號俸ヲ給スル

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
志 倉 郁 雄(三五)
朝 倉 幸 平(三五)
吉 村 力 藏(三五)
宮 崎 泉 藏(三五)
岸 本 幾 治(三五)

第二復員局公報 第一五二號 昭和二十二年十一月四日



二一六號俵ヲ給スル 通各	同	小國寛之輔(三五三)	二一六號俵ヲ給スル	同	吉岡清作(七一七)
二一五號俵ヲ給スル 通各	同	齋藤明(八〇〇)	二一五號俵ヲ給スル	同	阿賀谷又二郎(九九五)
二一四號俵ヲ給スル 通各	同	堀一郎(八八〇)	二一四號俵ヲ給スル	同	佐川長太郎(召)
二十三號俵ヲ給スル 通各	同	高橋正則(三九六)	二十三號俵ヲ給スル	同	小林虎平(〇)
二十二號俵ヲ給スル 通各	同	岡山米三(三八六)	二十二號俵ヲ給スル	同	標俊平(〇)
二十一號俵ヲ給スル 通各	同	岡戸規太郎(特)	二十一號俵ヲ給スル	同	菊地主次(五五五)
十八號俵ヲ給スル 通各	同	岩木平作(〇)	十八號俵ヲ給スル	同	岡光吉彦(二三三)
十三號俵ヲ給スル 通各	同	白水輝良(三七三)	十三號俵ヲ給スル	同	砂川紀雄(二六〇)
十二號俵ヲ給スル 通各	同	今泉豊次(五五五)	十二號俵ヲ給スル	同	和田勇(二六〇)
十一號俵ヲ給スル 通各	同	小山武雄(四四〇)	十一號俵ヲ給スル	同	佐藤浩一(二六〇)
十號俵ヲ給スル 通各	同	西尾駿一(七三六)	十號俵ヲ給スル	同	谷輪英男(五五五)
九號俵ヲ給スル 通各	同	櫻井達雄(三三〇)	九號俵ヲ給スル	同	新羅一郎(三三三)
八號俵ヲ給スル 通各	同	林徳一(特)	八號俵ヲ給スル	同	相原隆(七七三)
七號俵ヲ給スル 通各	同	山崎康弘(三三三)	七號俵ヲ給スル	同	復員事務官
六號俵ヲ給スル 通各	同	中神信男(三三三)	六號俵ヲ給スル	同	田島福松
五號俵ヲ給スル 通各	同	岩田清治(七七)	五號俵ヲ給スル	同	原崎啓昊
四號俵ヲ給スル 通各	同	大須賀貞材(九九)	四號俵ヲ給スル	同	山崎啓昊
三號俵ヲ給スル 通各	同		三號俵ヲ給スル	同	牧野力
二號俵ヲ給スル 通各	同		二號俵ヲ給スル	同	高野庄平

第二復員局公報 第一五二號 昭和二十二年十一月四日

二〇九

1608

第二復員局公報 第一五三號

昭和二十二年十一月六日(木)
第二復員局文書課

○ 通 牒

二復人第二號ノ七八
昭和二十二年十月三十一日

第二復員局人事部長

關係各廳長殿

二級官以上ノ免官願書書式ノ件照會

首題ノ件爾今左記ノ通り定メラレタカラ可然取計ラハレ度イ。

記

一 免官希望者(三級官以下ヲ除ク)ハ別紙ノ様式ニヨリ退官願書ヲ作り順序ヲ經テ當部ヘ送付スルコト。

二 依願免官ノ理由ハ左記ノ辭句ノ中、本人ノ該當スル何レカヲ使用スルコト。

- 1 官ノ業務縮少ニ終了又ハ定員改定ニ伴存(註)ノ病氣ノタメ
- 2 病氣ノタメ

(註) 一 身上ノ都合ニヨリ、等ノ從來使ツテ居ク漠然トシタ辭句ハ使ハナイコト。

三 免官辭令ハ第二復員局公報ニハ掲載スルガ、官報ニハ掲載サレナイコトニナツタ。

(別紙)

退 官 願

(理由シカク)

コノ度.....退官致シ度イカラ御許可相成リ度イ

昭和 年 月 日

職

官 氏 名

内閣總理大臣 片山 哲殿

第二番電 (昭和二十二年十月二十九日發電濟)

發 經理部長

宛 部内一般

一 係給支給日特例等ニ關スル件

本年十一月分ノ賃例譜給與(食料ヲ除キ且暫定加給ノ臨時増給ハ六割トスル)ノ支給日ハ十一月一日ニ繰上ゲラル。

二 本年六月十二日第一番電(六月十六日公報參照)中「四月乃至十月」シ「四月乃至十一月」ニ改メル。

二復經主第二號ノ一四一

昭和二十二年十一月二日

第二復員局經理部長

關係各廳長殿

第二復員局公報 第一五三號 昭和二十二年十一月六日

二二二

1610

第二復員局出入庫事務取扱要領ノ件通牒

首題ノ件復員總第二復員局出入庫事務取扱要領ヲ左ノ通り改正シ適用スルコトニ定メラレタカテ、了知アリタイ。

題名ヲ「第二復員局出入庫事務取扱要領」ニ改メタル。

第一條中「復員廳」ハ「同廳」及「ビ」(以下第二復員局經理部長ト稱スル)ニシテ削ル。

第六條中「第十八條乃至第二十三條」ハ「第十七條乃至第二十二條」ニ改メタル。

第十一條中「小切手ヲ振出シタトキ」ハ「小切手ヲ振出シ又ハ國庫金振替書ヲ發シタトキ」ニ改メタル。

第十八條中「過年度支出ニ屬スル經費」ハ「下ニ(臨時軍事費特別會計及ビ舊海軍各特別會計ノ未拂債務ヲ含ム)」ニシテ加ヘル。

別表第一、計算報告書類表中、現金拂込任譯書ノ項、備考欄「第二十四條」ヲ「第二十三條」ニ改メタル。

(参照 四月十八日第二復員局公報)

二復員主第二號ノ一四二

昭和二十二年十一月二日

第二復員局經理部長

各資金前渡官吏殿

出納官吏事務規程第二十七條但書ノ規定ニヨ

ル金額ノ指定ノ件通牒

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通り定メラレタカテ了知サレタイ。

(別紙)

會送第一〇六九號

昭和二十二年十月二十日

内閣總理大臣

第二復員局經理部長殿

出納官吏事務規程第二十七條但書ノ規定ニヨ

ル金額ノ指定ニツイテ

標記ノ件ニツイテ別紙寫ノトオリ大藏大臣カラ通知シテ來タカラ内閣所管ニ關シテハ標記金額ヲ左記ノトオリ指定スルカラ御

承知サレタイ。

記

三萬圓

藏計第五七二號

昭和二十二年十月十四日

大藏大臣 栗栖 勉 夫

内閣總理大臣殿

出納官吏事務規程第二十七條但書ノ規定ニヨ

ル金額ノ指定ニツイテ

出納官吏事務規程第二十七條但書ノ規定ニヨリ、出納官吏方

當時小口ノ現金支拂シタルメテ手許ニ保管スルコトノデキル金額ヲ左記ノ通りニシタカテ、御承知ノ上然ルベク御取計イ願イ

タイ。

右通知スル。

記

三萬圓ノ限度内ニオイテ各省各廳ノ長ノ指定スル金額、

○ 辭 令

○昭和二十二年十月二十四日

復員事務官 田 上 周 男(五九六)

同 岩 永 宏(六七七)

同 中 森 龍 二(三〇四三)

願ニ依リ本官ヲ免ズル

十月二十二日發令(第二復員局)

復員事務官 柴 田 實

二十一號俸ヲ給スル

同 角 倉 好 吉

二十號俸ヲ給スル

十月二十三日發令(第二復員局)

大阪地方復員局總務部勤務シ命ズル

同 下 田 隆 夫(三九七)

同 横須賀管船部勤務復員事務官 小 玉 光 雄(二四〇)

新南乘組シ命ズル

十月二十四日發令(第二復員局)

新南航海長シ命ズル
舞鶴管船部勤務復員事務官 芦 田 收(四四〇)

十七號俸ヲ給スル
復員事務官 田 上 周 男(五九六)

十四號俸ヲ給スル
同 岩 永 宏(六七七)

十三號俸ヲ給スル
同 中 森 龍 二(三〇四三)

十月二十五日發令(第二復員局)

新南艦長復員事務官 川 畑 幹 榮(五九七)

同 竹生乘組復員事務官 榑 茂 一(〇七三)

十月二十七日發令(第二復員局)

大湊管船部勤務シ命ズル
同 佐 藤 精 七(三三三)

○訂正
第一四八號辭令第一九九頁復員事務官菅井 超ノ辭令文「葛崎
航海長シ命ズル」ヲ「佐世保管船部勤務シ命ズル」ニ訂正シ、
二〇〇頁上段復員事務官清水俊彦、同總積錢彦及第一五〇號辭
令欄二〇四頁上段復員事務官重本正己、同山下 哲ノ辭令ハ孰
モ取消

○ 雜 款

1612

○郵便物發送先

試航船 榮昌丸 吳地方復員局氣付

○事務所

十月二十日残務整理終了 大竹掃海部残務整理班

十月三十日閉鎖 宇品上陸地連絡所

十一月一日開始 宇品上陸地連絡所残務整理班

廣島市宇品町凱旋館内

11613

第二復員局公報 第二五四號

昭和二十二年十一月十日(月)
第二復員局文書課

命令 達

復(第八〇九號)

第二復員局臨時勤務地手當支給規則ノ一部ヲ次ノヤウニ改正スル。

昭和二十二年十一月七日

第二復員局長

第二條甲地域中「横濱市、名古屋市、横須賀市、福岡市、門司市、吳市及ビ佐世保市」ヲ「横須賀市、廣島市、福岡市、門司市、吳市、佐世保市及ビ舞鶴市」ニ改メル。

附則

本改正規定中廣島市ニ關スル部分ハ昭和二十二年四月一日、舞鶴市ニ關スル部分ハ昭和二十二年六月一日以降ノ給與ニツキコレヲ適用スル。

命令

昭和二十二年十月三十一日

復員事務官 松代 格 三(五七六)
同 淺井 憲(ヨクニ四〇四)

願ニ依リ本官ヲ免ズル

豫備役被仰付

二十二年二月十日(第二復員省)

海軍少佐 岡部 司(四七五)

十月二十八日發令(第二復員局)

生名機關長復員事務官 土屋 太郎(三三三)
竹生機關長兼生名機關長

舞鶴管船部勤務復員事務官 並 河 義 孝(七六六)
竹生乘組シ命ズル

同 中 島 悅 郎(六七七)
鶴來乘組シ命ズル

竹生航海長復員事務官 宇 田 廣 美(四七五)
同 竹生乘組復員事務官 辻 本 謙(八〇七)

輪第十九號醫務長復員事務官 山 崎 康 弘(七六三)
横須賀管船部勤務シ命ズル

同 中 神 信 男(三〇七七)
舞鶴管船部勤務シ命ズル

飯 田 亮(ク六九六)
吳地方復員局總務部醫務業務嘱託ヲ解キ徳山試航基地醫務業務ヲ嘱託スル

野 村 太 陽
横須賀管船部醫務業務嘱託ヲ解キ榮昌丸醫務業務ヲ嘱託スル

第二復員局公報 第一五四號 昭和二十二年十一月十日

二一五

輸第九號醫療業務囑託ヲ解キ吳地方復員局總務部醫療業務ヲ囑託スル
 原田達一郎

十月三十日發令(第二復員局)

宇品上陸地連絡所長復員事務官 長藤季久 土(三〇〇五)

宇品上陸地連絡所勤務復員事務官 定行七郎(特)

同 戸川爲之(六五三)

同 淺井憲(ヨク四六〇四)

同 河本喜久造(シ特)

吳地方復員局總務部勤務ヲ命ズル 藤井仲之(五五三)

橫須賀管船部勤務ヲ命ズル 田口康生(五九九)

橫須賀管船部勤務復員事務官 今西仲二(六三六)

丸來航海長ヲ命ズル 荒崎主計長復員事務官

佐世保管船部勤務ヲ命ズル

十月三十一日發令(第二復員局)

復員事務官 松代格 三(五七六)

同 淺井 憲(ヨク四六〇四)

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

大湊管船部長復員事務官 山本信 六(三〇七)

函館上陸地連絡所長兼大湊管船部長ヲ命ズル

橫須賀管船部勤務復員事務官 山本幸男(八五三)

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

第二復員局公報 第一五五號

昭和二十二年十一月十四日
第二復員局 文書課

○ 辭 令

○ 昭和二十二年十月三十日

復員事務官 中 森 龍 二 (ヨリ三三四三)

類 依 前 本 官 ヲ 免 ス ル

員 二十一年三月十五日發令(第二復員省)

豫備役被仰付 海軍大尉 田 中 民 夫 (四六二)

二十一年十月十五日發令(復員廳)

豫備役被仰付 海軍大尉 今 川 志 朗 (五二〇)

豫備役被仰付

九月三十日發令(復員廳)

復員事務官 須賀眞一郎 (シ三六六三)

二十四號俸ヲ給スル

同 藤野龍彌 (六八七)

同 近藤滋樹 (ヨリ三三六三)

同 大森敏夫 (ヨリ三六七七)

十三號俸ヲ給スル

同 復員事務官 菅原慶次郎

同 復員事務官 中島邦之介

各頭書ノ號俸ヲ給スル

十四 十四 十三 十三 十 十 十 十 九 九 七 七 六 六 六

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

和 鹿 若 竹 芳 黛 吉 伊 興 岡 森 矣 齊 八 川 浦
田 兼 繁 好 幸 賀 光 野 藤 村 木 直 秀 島 政 登 中 宮
義 兼 繁 好 幸 賀 光 野 藤 村 木 直 秀 島 政 登 中 宮
夫 司 兼 繁 好 幸 賀 光 野 藤 村 木 直 秀 島 政 登 中 宮

十月一日發令(復員廳)
吳地方復員局總務部醫療業務囑託 飯 田
兼ネテ吳地方復員局補給部醫療業務ヲ囑託スル

十月三日發令(復員廳)

亮 三六六三

第二復員局公報 第一五五號 昭和二十二年十一月十四日

二一七

1616

<p>二十號俸ヲ給スル 復員事務官 左 東 象 藏</p>	<p>十月三十日發令(第二復員局) 復員事務官 中 森 龍 二(ヨリ〇四三〇) 十三號俸ヲ給スル 復員事務官ニ任命スル 三級ニ敘スル 復員事務官 笹 川 義 一 四號俸ヲ給スル 復員事務官 笹 川 義 一 第二復員局經理部勤務ヲ命ズル</p>	<p>十月三十一日發令(第二復員局) 復員事務官 生 田 日 章 十九號俸ヲ給スル 十一月一日發令(第二復員局) 醫療業務囑託 矢 内 貞 夫(ク三九三) 自今報酬月額六百六拾圓ヲ給スル</p>	<p>十一月五日發令(第二復員局) 舞鶴管船部勤務復員事務官 西 山 顯 一(三九五三) 橫須賀管船部勤務ヲ命ズル 同 花 田 賢 司(五二五四) 同 山 田 綠 郎(七六四八) 黑神航海長ヲ命ズル 同 黑神乗組ヲ命ズル</p>
<p>兼ネテ荒崎醫療業務ヲ囑託スル 佐世保管船部醫療業務囑託 古 閑 信 男</p>	<p>十一月六日發令(第二復員局) 復員事務官 谷 田 部 久 左 衛 門 同 推 名 三 郎 各頭書ノ號俸ヲ給スル 〇 雜 款</p>	<p>〇 郵便物發送先 特別保管艦 輸第十九號 橫須賀市田浦局氣付 試 航 船 桑 榮 丸 吳地方復員局總務部掃海事務室 氣付</p>	

1617

第二復員局公報 第一五六號

昭和二十二年十一月二十日(木)
第二復員局文書課

○令 達

復二第八二〇號

元第四百四十七號輸送艦

右ヲ特別輸送艦トシテ横須賀地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

昭和二十二年十一月十三日

第二復員局長

復二第八二一號

元第十一號掃海特務艇

右ヲ特別輸送艦トシテ横須賀地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

元第十六號掃海特務艇

右ヲ特別輸送艦トシテ佐世保地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

元敷設特務艇 黒 神

右ヲ特別輸送艦トシテ舞鶴地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

昭和二十二年十一月十四日

第二復員局長

復二第八二三號

汽 船 東 亞 九

右ヲ掃海船トシテ吳地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

昭和二十二年十一月十五日

第二復員局長

復二第八二七號

臺灣、朝鮮、千島、樺太、沖繩、小笠原群島等ニ本籍ノアル舊海軍軍人軍屬デアツク者ノ復員關係事項終未整理要領ヲ別冊ノヨウニ定メル。

別冊ハ所要ノ向ニコレヲ配付スル。

昭和二十二年十一月十九日

第二復員局長

○辭 令

元海軍大佐	山ノ上 庄太郎 (一四五〇)
元海軍中尉	岡 田 登 (ヨリ八九二六)
同	伏 野 素 臣 (ヨリ九七三六)
同	池 城 安 昌 (ヨリ八七四〇)
同	野 津 治 郎 (ヨリ二九六)

右ハ九月十九日復員シタ

右八九月三十日復員シタ
元海軍中尉 内田久男(ヨク九八)
元海軍軍醫少佐 中村良輔(五五)

元海軍軍醫中佐 長渡國太郎(三五)
同 倉八研一(三五)
同 齋藤又三郎(五六)

右八十月一日復員シタ
元海軍大尉 稻田武夫(ヨニ九八)
元海軍中尉 森山幸晴(ヨク〇四)

右八十月三日復員シタ
元海軍中尉 赤平始(ヨク九七)
同 小林榮一(ヨリ三〇五)
元海軍少尉 秋山久雄(ヨリ三五六)

右八十月十七日復員シタ
同 松尾進(ヨリ三六六)
元海軍技術中尉 福嶋宗二(五六三)

右八十月十八日復員シタ
元海軍少將 澄川道男(五六)
元海軍大佐 田村榮次(六四三)
元海軍中佐 吾郷繁重(五三六)
元海軍軍醫大佐 種子田庸夫(二三三)
元海軍軍醫中佐 岡村武夫(五六)

○ 雜 款

○ 郵便物發送先

試航船「わかくさ丸」 吳市下山手町吳地方復員局氣付
特別保管艦 (輸第百十號、同第百四十七號、同第十三號)
同第九號、同第十六號、同第十九號
横須賀市田浦町長浦
横須賀管船部内第七群殘務整理班

○ 事務所

十一月一日殘務整理終了
特別保管艦 (生野、神津、倉橋、屋代、四阪、保高)
第四群殘務整理班

第二復員局公報 第一五七號

昭和二十二年十一月二十四日(月)
第二復員局文書課

○令 達

復二第百三〇號
當分の間左ノ各號ノ一ニ該當スル用務ニヨツテ旅行スルトキハ
別表ニヨリ旅費ヲ支給スル。

(イ) 聯合軍備ノ場合ニ基キ第二復員局ニ召致サレタトキ。
(ロ) 残務整理又ハ事務引繼ノ用務ニヨツテ旅行ヲ命ゼラレタ
トキ。

本令ハ、昭和二十二年十一月十五日ヨリコレヲ施行スル。
昭和二十二年十一月十四日限リ
中ノ廢止スル。
昭和二十二年十一月十五日

第二復員局長

鐵道賃(急行料ヲ含ム)	分	金	額
	三		等

第二復員局公報 第一五七號 昭和二十二年十一月二十四日

車馬賃一料ニ付	日當一日ニ付	一	四
	宿泊料一夜ニ付	甲地方	百
食卓料一夜ニ付	乙地方	七十五	四
		二十	四

備考

- 一 甲地方トハ東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市、横濱市ヲイフ。
- 二 乙地方トハ前記以外ノ地方ヲイフ。
- 三 一料ノ計算ハ一哩ハ一・六料、一哩ハ一・八五料、一里ハ四料ト看做シコレヲ計算スル。

復二第八三五號

第二復員部内退職手当支給規則ノ一部ヲ次ノヨツテ改正スル。
昭和二十二年十一月二十日

第二復員局長

第二條中「俸給又ハ給料」ノ下ニ「暫定加給及ビ同臨時増給ノ合計」ヲ加ヘル。
第三條中「俸給又ハ給料」ノ下ニ「暫定加給及ビ同臨時増給」ヲ加ヘル。

<p>同 藤野龍彌(八三〇)</p> <p>同 川原三(六九五)</p> <p>同 並河義孝(七六二)</p> <p>同 小玉光雄(八四六)</p> <p>同 土屋太郎(三三三)</p> <p>同 上原吉次(五四七)</p> <p>同 八木岡忠雄(五四七)</p> <p>同 小野源治(八三九)</p> <p>同 鈴木繁夫(八三〇)</p> <p>同 幸和夫(八五三)</p>	<p>十月三十日發令(第二復員局)</p> <p>横須賀管船部勤務復員事務官 安島 榮(八三〇)</p> <p>竹生乗組ヲ命ズル</p>	<p>十一月七日發令(第二復員局)</p> <p>横須賀管船部勤務復員事務官 小野 儀一(八三〇)</p> <p>生名乗組ヲ命ズル</p> <p>横須賀管船部勤務ヲ命ズル</p> <p>生名乗組復員事務官 井手 敏男(七三三)</p> <p>復員事務官 大熊安之助(三六七)</p> <p>同 武田新太郎(三六四)</p> <p>同 杉山 忠嘉(三七八)</p> <p>同 佐藤 精七(三九二)</p> <p>二十一號俸ヲ給スル</p> <p>二十三號俸ヲ給スル</p> <p>同</p>		
<p>十九號俸ヲ給スル</p> <p>同 伊藤 治義(八三三)</p>	<p>同 篠原 健次(五三三)</p> <p>同 松浦 光利(五四八)</p> <p>同 矢田 次夫(五六八)</p> <p>同 十時 正敏(五九二)</p>	<p>十八號俸ヲ給スル</p> <p>同 岩澤 崇(六九六)</p> <p>同 柳澤 三千雄(六三二)</p>	<p>十四號俸ヲ給スル</p> <p>同 篠原 實(六四九)</p> <p>同 清水 俊彦(七九三)</p> <p>同 石森 市五郎(三三九)</p> <p>同 水田 新太郎(三七二)</p>	<p>二十五號俸ヲ給スル</p> <p>同</p> <p>二十三號俸ヲ給スル</p> <p>同</p> <p>十一月八日發令(第二復員局)</p> <p>復員事務官 大谷 功</p> <p>六號俸ヲ給スル</p> <p>願ニ依リ本官ヲ免ズル</p> <p>十一月十日發令(第二復員局)</p> <p>吳地方復員局附復員事務官 村野 正太郎(三六八)</p> <p>勅來機關長ヲ命ズル</p> <p>臨時荒埼乗組ヲ免ズル</p>

第二復員局公報 第一五七號 昭和二十二年十一月二十四日

二二三

十一月十一日發令(第二復員局)

二十六號俸ヲ給スル	復員事務官	山名 寛 雄(二九七)
二十一號俸ヲ給スル	同	永松 熊一(二七三)
十八號俸ヲ給スル	同	菅井 超(五九三)
十四號俸ヲ給スル	同	川原 源三(六九五)
十三號俸ヲ給スル	同	並河 義孝(七九六)
二十一號俸ヲ給スル	同	小玉 光雄(八四〇)
十八號俸ヲ給スル	同	土屋 太郎(三三三)
十三號俸ヲ給スル	同	上原 吉夫(五四七)
	同	八木 岡忠雄(五七七)
	同	鈴木 繁夫(八五九)
○取消		
第一五〇號辭令欄中二〇四頁上段復員事務官中村 宏ノ辭令ハ 取消		

○雜 款

○事務所

十月二十五日殘務整理完了
特別保管艦 海第六十七號、同第八十五號殘務整理班

課部課

第二復員局公報 第一五八號

昭和二十二年十一月二十八日(金)

第二復員局文書課

○令 達

復二第八四五號

元第十九號輸送艦
元第一百二號掃海艇
元敷設艇 巨 濟

右各艦艇輸送艦トシテ横須賀地方復員局所管ト定メタノヲ解
附 昭和二十二年十一月二十日
第二復員局長

復二第八四六號

元敷設特務艇 鷺 埼

右ヲ特別輸送艦トシテ佐世保地方復員局所管ト定メタノヲ解
ク。

昭和二十二年十一月二十四日

第二復員局長

第七番電 (昭和二十二年十一月二十七日發電済)

發 第二復員局長

宛 部内一般

臨時手當支給ニ關スル件

本年十一月二十五日現在内地ニ在ル第二復員部内各廳ニ勤務ス
ル官吏、嘱託者、雇員及ビ傭人ニシテ暫定支給ノ支給ヲ受ケテ
イル者ニハ左ニヨリ臨時手當ヲ支給スル。

一 支給額

十月分及ビ十一月分トシテ現實ニ支給ヲ受ケル俸給、給料
(報酬ヲ含ム以下同ジ)、暫定支給、同臨時増給(六割)、臨時
家族手當及ビ臨時勤務地手當ノ合計額ノ八分ノ一ニ相當スル
金額(圓位未満ノ端數ハ圓位ニ滿タシム)

二 所得稅額

支給額ノ一割六分相當額

三 支出科目

給與特別措置費(日) 給與特別措置費(節)

四 各復員局經理部長ハ所管各部ノ支給實績(人員並ビニ金額)

ヲ取纏メ十二月十日迄ニ第二復員局經理部長宛通報ノコト。

○辭 令

○左記ハ頭書ノ日附ヲ以テ免官サレタ

記

昭和二十二年十一月十四日 復員事務官 奥 野 正(五三)

第二復員局公報 第一五八號

昭和二十二年十一月二十八日

二二五

<p>昭和三十二年十一月十四日 復員事務官 磯邊秀雄 (三五五)</p>	<p>同 同 宮澤正介 (四五〇)</p>	<p>同 同 中島典次 (五三〇)</p>	<p>同 同 中島晋 (五五〇)</p>	<p>同 同 杉本廣安 (九四八)</p>	<p>同 同 松山匡喬 (六三七)</p>	<p>同 同 三井健人 (六三三)</p>	<p>同 同 伊達弘邦 (六三三)</p>	<p>同 同 阿久根良三郎 (六六七)</p>	<p>同 同 大久田勉 (三四四)</p>	<p>同 同 宮城良治 (六六六)</p>	<p>同 同 榎山博二 (九六六)</p>	<p>同 同 吉森照義 (六六五)</p>	<p>同 同 篠田好 (八二七)</p>	<p>同 同 安島榮 (八三〇)</p>	<p>同 同 秀島紀一郎 (八四二)</p>	<p>同 同 藤野仁 (八四三)</p>	<p>同 同 横山崇二 (八六三)</p>	
<p>十一月十四日發令(第二復員局) わかくさ丸乗組復員事務官 榊形哲夫 (八五九) 復員事務官 宮澤正介 (四五〇) 同 中島典次 (五三〇) 同 中島晋 (五五〇) 同 杉本廣安 (九四八) 同 十七號作ヲ給スル</p>																		
<p>十一月十五日發令(第二復員局) 東亞丸船長復員事務官 大田春男 (二〇三) 横須賀管船部勤務ヲ命ズル</p>																		
<p>十一月十七日發令(第二復員局) 大湊管船部勤務復員事務官 森谷喬 (四八七) 函館上陸地連絡所勤務兼大湊管船部勤務ヲ命ズル</p>																		
<p>〇取消 第一五五號二二七頁上段及二二八頁上段復員事務官中森龍二ノ 辭令ハ取消</p>																		
<p>〇訂正 辭令公報第五五號一四〇頁一段二十二行目「神島乗組」ヲ「石 埼乗組」ニ訂正</p>																		